

## 木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震の際の木造住宅の倒壊等による被害を軽減し、住民の安全性の確保を図るため、木造住宅の耐震性の向上に資する事業として、その所有者に対して市が必要な補助を行うことにより、木造住宅の耐震改修の促進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 勝山市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法による一戸建て木造住宅（併用住宅で、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものを含む。）で、3階建て以下のものをいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定めている「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づいて行う耐震診断をいう。
- (3) 診断評点 耐震診断により算出される上部構造評点をいう。
- (4) 耐震改修工事 木造住宅の耐震性の向上を目的とした補強工事をいう。
- (5) 補強計画 耐震改修工事を行うための計画で、改修後の診断評点を算出したものをいう。
- (6) 耐震診断士 福井県木造住宅耐震診断士登録制度要綱の規定により、知事から登録を受けた者をいう。
- (7) 特定居室 直接外気に接する避難上有効な開口部を有する居室のうち、最低1室以上を含む範囲で、1階にあるものをいう。
- (8) 部分診断評点 部分的な耐震改修工事を行う範囲において耐震診断に準じて算出される構造評点をいう。
- (9) 代理受領制度 耐震改修工事を実施した事業者が、対象者の委任を受け、代わりに市長が交付する補助金を受領できる制度をいう。
- (10) 代理受領委任者 前号により委任を受けた事業者をいう。
- (11) 耐震シェルター 地震による建築物の倒壊等の被害から生命を保護することを目的として、木造住宅内に設置する装置をいう。

(12) 高齢者世帯 65歳以上の者のみが居住する世帯をいう。ただし、65歳以上の者の配偶者が同居している場合で、当該配偶者が65歳未満のときは、この限りでない。

(申込者の要件)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象となる木造住宅に居住する又は耐震改修後に居住を開始する個人所有者。ただし、特段の理由により所有者が耐震改修工事を実施できない場合は、市長が適当と認める者

(2) 市税を滞納していない者

2 国又は地方公共団体等の他の補助事業により補助金等が交付される者は、この要綱による補助を申請することはできない。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。

(補助対象となる住宅)

第4条 補助の対象となる木造住宅は、一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく耐震診断を行い、診断評点が1.0未満のもの、又は別に定める基準に該当するものとする。

2 前項の木造住宅は、過去にこの要綱等に基づく耐震改修補助を受けていないものとする。

3 木造住宅耐震改修促進事業(伝統的な古民家の耐震改修)補助金交付要綱(平成27年勝山市告示第36号)第2条第1号に規定する伝統的な古民家に該当する木造住宅については、この補助の対象としないものとする。

(補助対象となる耐震改修工事)

第5条 補助の対象となる耐震改修工事は、改修後の診断評点が改修前の診断評点を上回り、かつ、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

(1) 住宅全体の改修工事で、改修後の診断評点が1.0以上となるもの又はこれと同等以上の耐震性能を有するもの

(2) 前号による耐震改修工事の実施が困難な場合で、改修後の診断評点が0.7以上となるもの

(3) 特定居室を対象とした部分的な耐震改修工事で、次の要件を全て満たすもの

ア 改修後の部分診断評点が1.5以上となるもの

イ 特定居室に影響のある基礎及び床の仕様が、一般財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている仕様Ⅰ又は仕様Ⅱを満たすもの(改修後に仕様を満たすものを含む。)

ウ 建物全体の1階の評点が0.4以上となるよう努めること。

2 前項第1号及び第2号の改修後の診断評点並びに第3号の改修後の部分診断評点は、耐震診断士が行った補強計画によるものとする。

3 第1項各号の耐震改修工事は、耐震診断士が工事監理を行い、前項の改修後の診断評点とおりの耐震性能があることを、工事完了後に耐震診断士が証明するものとする。

(補助対象となる耐震シェルターの設置)

第6条 補助の対象となる耐震シェルターは、次の各号のいずれかとする。

(1) 地方公共団体における評価委員会等の第三者機関により評定を受け、その地方公共団体で補助対象として認められたもの

(2) 国又は地方公共団体の認定又は試験等によりその性能が評価されたもの

(3) 市長が前2号と同等以上と認めたもの

2 次の各号のいずれかに該当する費用は、補助の対象としない。

(1) 耐震シェルターの設置において工事請負契約を締結しないもの

(2) 耐震ベッド、防災ベッド等の購入及び設置

(3) 耐震テーブル、防災テーブル等の購入及び設置

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次に掲げる額とする。この場合において、当該費用に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 第5条第1項各号の耐震改修工事を行う場合は、耐震改修工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む。以下この条において同じ。)に100分の80を乗じて得た額とし、140万円を限度とする。ただし、補助対象者が高齢者世帯の場合は、耐震改修工事に要する費用に100分の100を乗じて得た額とし、175万円を限度とする。

(2) 前条第1項の耐震シェルターの設置工事を行う場合は、耐震シェルターの本体及びその設置工事に要する費用に100分の80を乗じて得た額とし、140万円を限度とする。ただし、補助対象者が高齢者世帯の場合は、耐震シェルターの本体及びその設置工事に要する費用に100分の100を乗じて得た額とし、175万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第8条 この補助金を受けようとする申請者は、工事を着手する前に、木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

3 当該申請者は、前項の通知がある前に工事に着手してはならない。

(申請内容の変更等)

第9条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者は、当該申請した内容を変更又は中止しようとするときは、木造住宅耐震改修促進事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)に当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、木造住宅耐震改修促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(工事の期間)

第10条 対象者は、別に定める日までに耐震改修工事又は耐震シェルターの設置工事を完了しなければならない。

(完了報告)

第11条 当該申請者は、耐震改修工事又は耐震シェルター設置工事が完了したときは、速やかに木造住宅耐震改修促進事業完了実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出し、その審査を受けなければならない。

(代理受領制度)

第12条 対象者は、第8条の交付申請書を提出してから前条の実績報告書を提出するまでに、代理受領に係る委任状(様式第6号)を市長に提出することにより、当該補助金の受領を事業者に委任することができる。

2 前項の規定による委任状を提出した対象者は、委任を取り下げようとするときには、前条の実績報告書を提出するまでに、代理受領委任状取下届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求及び支払)

第13条 当該申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、木造住宅耐震改修促進事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定による委任状が提出された場合は、代理受領委任者は、次に掲げる方法により補助金を請求するものとする。

(1) 代理受領委任者は、本来、補助対象者が受領すべき補助金の額に相当する額を、改修工事費として補助対象者に請求する額から控除するものとする。

(2) 代理受領委任者は、代理受領に係る補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項又は前項第2号の規定により補助金の請求を受けたときは、第11条の規定による審査を行った後に、速やかに補助金を交付するものとする。

(調査等)

第14条 市長は、この要綱に基づく耐震改修工事等に関して必要な調査を行うことができる。

(交付の取消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(書類の保管)

第17条 対象者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(個人情報の利用目的)

第18条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。